

根室市教育委員会規則第5号

根室市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月26日

根室市教育委員会
教育長 波 岸 克 泰

令和6年4月26日
根室市教育委員会規則第5号

根室市立学校管理規則の一部を改正する規則

根室市立学校管理規則（昭和49年根室市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条の6の次に次の1条を加える。

（養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務内容）

第6条の7 養護教諭及び栄養教諭の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に関し必要な事項は、教育長が定める。

第8条第1項中「第6条の6」の次に「及び第6条の7」を加える。

第18条第2項中「特別休暇」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の根室市立学校管理規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。